

第 3 検討部会 会議録

会議の名称	第 29 回 第 3 検討部会
開催日時	平成 20 年 12 月 12 日 (金) 午後 18 時 30 分から 21 時 00 分
開催場所	川口市職員会館 講座室 B
出席者	(部会長) 佐藤副委員長 (委員) 阿部委員、浅羽委員、鈴木委員
会議内容	・第 12 回運営調整部会の報告について ・運営調整部会からの検討事項について
会議資料	・(仮称)川口市自治基本条例(素案)
発言内容	<p>1. 第 12 回運営調整部会の報告 (運営調整部会鈴木委員より報告)</p> <p>(1) 起草委員会での議論の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民の責務」を含めるかどうか。編集委員会では、様々な経緯から責務を除くという方針で素案を作成した。起草委員会でもその方針を踏襲している。ただ、責務という用語は除いているが、第 3 条で「自治の主体としての自覚を持ち」という強めの表現を入れている。第 8 条に「互いの権利と利益を尊重しなければならない」とあるが、そこにも責務の考え方が含まれている。また、第 7 条に「権利を濫用してはならず」という条文も含まれている。 ・協働の定義について 定義をするかどうか。定義が必要という意見と、定義は規定せず今後の議論に委ねるとの両論に分かれた。方向としては、別に条例で定めることとし、検討経過などを逐条解説に含めることになっている。ただし、逐条解説をどう表記するかという課題がある。 逐条解説のたたき台はどこで作成するのか。 起草委員会で作成する。各部会から協働の定義については様々な意見が出されており、それらの意見を踏まえて解説を作成する予定である。 ・運用推進委員会について 本来であれば、単に委員会を設置するという文言だけなのであるが、別に条例で定める、という明確な表現となっている。 ・「住民投票」については、法律的な面を考慮して「市民投票」としている。市内に住所を有する市民からの要求に応じて、市長が実施できるとしている。主語は「市長」である。 ・第 28 条で、オンブズマンが独立した項目として設置されていたが、独立して設置するのは時期尚早であるという判断である。項目としては削

除されている。

- ・名称は決まっていらないが、決め方が決まった。全体会で無記名投票により決定されることになった。

2. 討議

1) 運用推進委員会について

- ・運用推進委員会は、検証のみならず、条例の周知・広報することも役割に入れたい。

- ・運用推進委員会について、メンバーはどう構成するか。

自治基本条例が設置された後の周知広報、推進状況のチェックなど、施行してある程度、回り始めるまでは、現策定委員が、参画すべきではないか。

- ・今回の条例制定に関わった委員が参画するのであれば、指名という方法があるのではないかと。又は一般公募という方法もある。任期をどうするかという課題もある。人数の問題もある。人数は、今回のような部会に分かれた構成にするのであればある程度人数がいてもよいと思う。開催頻度の問題もある。

多忙な人が参画する場合は、出席できない場合もあるので多めにしておいてもよいのではないかと。30人程度を総数として、いくつか部会を構成するのがよいのではないかと。

5、6名が本質的な議論ができる人数ではないかと。もう少し絞っても良いのではないかと。月1、2回程度であれば忙しくても出席できるのではないかと。ただ、月1、2回出席できる人だけで構成されるのは問題がある。

- ・市政参加条例、協働条例については、30人程度が総数で部会に分かれた組織体を設置する。部会の一つを市政参加条例、協働条例の準備委員会として設置することにしたい。運用推進委員会の中で、市政参加条例や協働条例を設置するための準備委員会メンバーをどう構成するのかについても議論することとする。

- ・第33条の附則について。

4月1日ではなく、3月31日にすべき。全ての項目について3月31日に変更する。

2) 第1条について

- ・「議会、そして、市長及びその他の執行機関」について、「その他」とは何か。

教育委員会などが含まれる。ただ、何を意味しているのかが分りづらいため、校正の時点で文言を精査することとする。

	<p>3) 第5条について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働に関する条例と市民の市政への参加のための条例は意味合いが別であるため、一本化はしないこととする。 ・協働には、一市民というよりも NPO 法人等の団体が中心となると思われるのだが、法人を市民には含まないというのは問題ではないか。 「法人」は市民に含まれないということは、法人として出席し市民個人としても出るということで二重性が問題となるのではないかとということで、法人は除いている。 NPO 団体については第9条に含まれている。 結論として、第5条には、市民だけでなく法人も含めて記載したい。 第2条において市民から法人を除くという方針はそのまま、協働の部分についてのみ法人を入れることとする。具体的には協働推進条例の設置の際に具体的には内容を詰めることとする。 <p>3) 前文について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的に、現在形で書いてあり、例えば 30 年後には違和感を覚える可能性がある。例えば「キューポラのある街として知られる」などは、将来にも通用する文言としたい。 ・「市長及び議会・議員、そしてその他執行機関がそれぞれの役割と責任を果たし」において、市民が含まれていないが、どのような考え方が。 「責任」が含まれているため、市民は該当しない。「役割」であれば該当する。 <p>4) 条例と実効性の担保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば条例で環境に関する内容を盛り込んだとすると、その実効性を担保するための組織体を設置し、その組織体を中心として環境基本計画を策定するということが求められる。運用推進委員会のような組織を設置しなければ実効性がどうしても担保できなくなる。
次回以降日程	第30回 1月 14日(水) 18:30～